

【事前のお知らせ】平成28年4月1日からの学校法人に関する税制（税額控除）について

各都道府県私立学校主管部課 御中

平素より大変お世話になっております。文部科学省私学行政課でございます。

学校法人へ個人が寄附をした場合の税制上の優遇措置については、所得控除及び税額控除の仕組みが創設されているところですが、本年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、税額控除について、本日4月1日から新制度が施行されます。

具体的には、学校法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2に規定する税額控除の対象法人となるための要件（3000円以上の寄附者が年平均100人以上）が、学校法人の事業規模に応じて緩和されることとなりました。

従来から、実績判定期間内において、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満である事業年度がある学校法人におかれては、学校法人の定員規模に応じ要件が緩和されていたところですが、本年から、実績判定機関内において事業規模が1億円未満である事業年度がある学校法人におかれては、実際の寄附者数に1億を乗じ、それを当該事業費用の合計額（当該合計額が1千万円未満の場合は1千万）で除した数が判定基準寄附者数となります。（いずれにも該当する場合は、いずれか多い方の判定基準寄附者数となります。）

本件改正に伴い、「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明～申請の手引き～」の改訂を、税務当局等と調整しつつ進めているところです。現在、税務当局等と調整中のため、調整が終わり次第速やかに、改正通知及び手引きの確定版をお送りさせていただきます。

まずは事前のご連絡になりますが、所管の学校法人に対して周知されますようお願いいたします。

御不明な点がございましたら以下の連絡先にお問合せください。

どうぞよろしく願いいたします。

（問合せ先）

文部科学省私学部私学行政課

TEL：03-6734-2527

E-mail：sigakugy@mext.go.jp